

叙勲受章に輝く

12月10日(月)、愛知県庁で叙勲の伝達式があり、元飛鳥村議会議員の犬飼正光氏(88歳)が、旭日単光章を受章されました。

氏は、昭和50年4月から村議会議員として3期12年にわたり在職され、常に明確な判断力と卓越した識見をもって積極的に議会活動を続けられ、本村の発展に寄与されました。おめでとございます。



「児童クラブ春休み利用案内」

●対象児童 飛鳥学園飛鳥小学校に就学する児童の保護者またはそれに代わる方(家族)が就労等のため家庭が留守となる児童

●実施期間

3月22日(金)～4月4日(木)  
午前8時～午後6時30分  
(日曜・祝日を除く)

●利用料

・3月22日(金)～30日(土)  
2,500円・おやつ代600円  
・4月1日(月)～4日(木)  
2,500円・おやつ代600円  
(別途おやつ代には振替手数料10円がかかります)

●申請書類

・児童クラブ一時利用申請書  
・就労証明書

●申込期間

2月1日(金)～18日(月)  
午前10時30分～午後6時30分  
(土曜・日曜および祝日を除く)

※期限厳守

●申込み・問合せ先

飛鳥学園内児童クラブ

平成31年4月1日～

「公共施設の敷地内  
全面禁煙のお願い」

公共施設における「望まない受動喫煙」を防ぐことを目的に、平成31年4月1日から、村内全ての公共施設を「敷地内全面禁煙」とします。

受動喫煙による健康への影響を最小限にとどめ健康増進を図るため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※施設の建物内だけでなく、その建物が建っている敷地内全てが対象となります。

●場所

村内全ての公共施設(建物内およびその敷地内)

●問合せ先

総務部総務課



使い忘れはありませんか?

「すこやか商品券」  
「飛鳥村共通商品券」

『すこやか商品券』『飛鳥村共通商品券』の有効(使用)期限が迫っています。

有効期限は2月28日(木)です。この期限を過ぎますと商品券は使用できなくなりますので、まだお手元に商品券をお持ちの方はお早めにご利用ください。

●問合せ先

飛鳥村商工会

お詫びと訂正

広報1月号で掲載した記事に誤りがございましたので、次のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

3ページ「叙勲受章に輝く」

吉田重俊氏の叙勲伝達式が愛知県庁で行われたと掲載しましたが、正しくは、伝達式は農林水産省で行われ、同日、皇居にてご夫婦で天皇陛下へ拝謁されました。

7ページ「振り込め詐欺等注意喚起年賀はがき贈呈式」

協賛会社を株式会社相模フーと掲載しましたが、正しくは、株式会社サガミフードでした。



## 第2回 とびしまルシェ 開催のお知らせ

昨年度、飛島村観光交流協会設立記念イベントとして開催し、1,300人以上のお客様にご来場いただいた「とびしまルシェ」を、今年度は協会主催イベントとして開催します。

### ●開催日時

3月24日(日) 午前10時～午後2時(予定)

### ●開催場所

飛島村役場 特設会場

### ●イベント内容

飛島村の飲食店をはじめ、様々な商店が出店予定です。

その他、楽しいイベントも企画中です。

詳細は広報3月号、差し込みチラシ等でお知らせします。

### ●昨年度のマルシェの様子



## 飛島村観光交流協会会員募集

協会では随時会員を募集しています。

### ●対象

在住の方・村内に事業所をおく法人等

### ●会費

1口年額1,000円

個人会員 1口以上

法人及び団体会員 3口以上

### 1. 観光客・テレビ・雑誌などのお問合せに対し、優先的に紹介します。

先方のご要望に合わせ、会員を優先的に紹介します。

### 2. 協会のHP、SNS(Facebookなど)で会員の商品や店舗、イベント情報などを発信します。

現在作協会HPを作成中です。自前でHPを作成していなくても、協会HPなどでPRすることができます。

### 3. 協会専用パンフレットコーナーに会員のパンフレットを設置します。

飛島村役場2階 観光交流協会窓口に設置のパンフレットコーナーに、会員のパンフレットを設置し、宣伝広告します。

### 4. 協会の主催事業や他団体が発信する観光情報・物産展・キャンペーン情報の提供や研修会などへ参画できます。

とびしまルシェや各種イベントへ優先的に参加できます。

### ●申込方法

観光交流協会事務局(総務部企画課)の窓口において加入申込書に記入のうえ、会費とともにご提出ください。

●問合せ先 飛島村観光交流協会事務局(総務部企画課)

## 年輪のつぎの以案内

●日 時 2月10日(日)

午前9時30分 式典開始

午前9時 受付開始

●場 所 中央公民館

●対 象 在住の方で、平成30

年4月2日～平成31年4月1日

に満50歳、満60歳、満70歳にな

られる方

※対象となる方には案内状をお送

りました。

●問合せ先

中央公民館内生涯教育課

## 平成31年度

## 村公式ホームページ バナー広告募集

本村では、村の財源を確保するとともに、民間企業等との協働を促すことにより地域の活性化を図るため、村公式ホームページに掲載するバナー広告を募集しています。

●掲載場所・枠数

村公式ホームページのトップページ下段8枠

※掲載位置は指定できません。

●掲載期間

4月1日～2020年3月31日

※一か月単位での申込可能(広告主が指定できます)

※最大掲載期間は2020年3月31日までとなります。

●広告掲載料

一枠あたり 月額5,000円

・12か月掲載(4月1日～翌年3月31日) 50,000円

・6か月掲載(4月1日～9月30日)もしくは10月1日～翌年3月31日) 25,000円

※掲載料は一括前納となります。

●申込期限

4月1日掲載 2月28日(木)

●申込方法

村公式ホームページより「飛鳥村

広告掲載申込書(様式第二号)」を

ダウンロードし、必要事項を記入

のうえ、広告原稿案などのデジ

タルデータ、会社案内等会社の

概要がわかるものを添えて総務

部企画課へ提出してください。

※詳細は村公式ホームページをご

覧ください。

●問合せ先 総務部企画課

●野焼きなどの

焼却行為は法律で

禁止されています

ごみをそのまま積み上げて燃や

したり、穴を掘って燃やしたり、

ブロック積みみの炉、家庭用の焼却

炉あるいはドラム缶、一斗缶など

で燃やしたりすることは野焼き行

為に該当し、「廃棄物の処理及び

清掃に関する法律」で禁止されて

## 野焼きなどの 焼却行為は法律で 禁止されています

ごみをそのまま積み上げて燃やしたり、穴を掘って燃やしたり、ブロック積みみの炉、家庭用の焼却炉あるいはドラム缶、一斗缶などで燃やしたりすることは野焼き行為に該当し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。家庭ごみは野焼きせず、村のごみ収集日に出してください。※収集日はすこやかカレンダーをご覧ください。

### 野焼きの例外

- ① 国または地方公共団体がその施設の管理を行うため  
(例) 河川敷、道路の草焼き
- ② 天災やその他の災害の予防、応急対策または復旧のため
- ③ 風俗慣習または宗教上の行事を行うため  
(例) 火祭り、どんど焼き
- ④ 農林業または漁業を営むためにやむを得ないもの
- ⑤ たき火その他の日常生活を営む上で通常行う廃棄物の焼却であって軽微なもの

(例) 落ち葉たき

●やむを得ず行う場合は、次のことに注意してください。

① 水バケツなどの消火器具を準備する。

② できるかぎり複数人で行う。

③ 焼却中は風向きの変化に注意するとともに強風時は行わない。

④ 焼却中はその場を離れず、火の監視をする。

⑤ 建物や燃えやすい物の近くでは絶対に行わない。

⑥ 焼却火の残火がないことを確認してからその場を離れる。

※例外に該当する場合でも、近隣住民からの苦情がありましたら、「周辺地域の生活環境に著しい影響」を与える焼却として指導の対象になりますので、周辺への配慮をお願いします。

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課





## 平成30年度男女共同参画セミナー

# 家事シェアできる家事講座

みんなで協力すれば、暮らしはもっとラクになる。

～「家事シェア」といっても何をしたらいいかわからない男性の方へ～  
上手に計画・段取りを立てる「仕事力」は家事にも役立ちます。  
仕事で身につけた経験や知識を活用した家事の仕方をお教えします。  
もちろん、女性も参加していただけます。  
楽しく家事シェアできれば、家族の笑顔が増えますよ。



簡単な実習  
もあります

簡単に楽しく始める家事



①料理  
火を使わなくても料理はできる



②掃除  
排水口、お風呂の鏡をキレイに



③洗濯  
襟汚れ、口紅の落とし方



株式会社コンバート・ワン 代表取締役  
男の家事教室『カジオス®』代表

●講師 尾上 元彦さん

1966年 三重県生まれ。

大学卒業後、工業材料商社(本社：名古屋)に就職。その後数社でサラリーマンを経験。2011年、宮城県に単身赴任中に東日本大震災に遭い被災。この体験により起業・独立。現在は、工業材料加工品を販売する会社を経営しながら、男性に料理や掃除の家事を教える男の家事教室『カジオス®』を主宰。

家事というアプローチで、男女共同参画、老々介護、独居などの問題解決に取り組む。

**取得資格** 調理師／クリーニング師／ハウスクリーニングアドバイザー／整理収納アドバイザー2級／介護職員初任者研修修了／福祉住環境コーディネーター2級／乙種第四類危険物取扱者 など

●日時 2月24日(日) 午後2時～3時30分(開場：午後1時30分)

●場所 中央公民館2階 学習室

●定員 20名

●参加費 無料

●申込方法 来庁・電話にて氏名・電話番号・参加人数をお知らせください。

村公式ホームページからもお申込みいただけます。

バーコードリーダー(QRコード)対応のスマートフォンをお持ちの方は、右上のQRコード画像を読み込んでいただくと申込みサイトにアクセスできます。

●申込期限 2月15日(金)

●申込み・問合せ先 総務部企画課

●主催 飛島村



**災害時における復旧支援  
協力に関する協定**

平成30年10月22日(月)に、公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部愛知県分会と飛島村・蟹江町が農業集落排水(下水道)管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃、修繕等の業務を支援協力することを目的として、「災害時における復旧支援協力に関する協定」を締結しました。



**災害時等における  
災害支援業務に関する協定**

平成30年12月14日(金)に、株式会社千代田組中部支店、有限会社太田工業と農業集落排水処理施設のために必要な資機材の提供と人員の派遣を支援いただき、施設の機能維持を目的として、「災害時等における災害支援業務に関する協定」を締結しました。



**災害時における公共施設  
等の応急対策業務協定**

平成30年12月14日(金)に、弥富市または蟹江町に事業所がある海部建設株式会社、株式会社オカムラ、海南土建株式会社、株式会社加藤建設、株式会社佐藤工務店、下里建設株式会社、大栄建設株式会社、株式会社戸谷組、花井建設株式会社、株式会社藤安全施設株式会社、株式会社山田建設株式会社と村管理の道路橋梁等の被害拡大防止および被災者の安全を確保することを目的として、「災害時における公共施設等の応急対策業務協定」を締結しました。



**飛島村における空き家等  
対策に関する協定**

平成30年12月14日(金)に、空き家等の発生の未然防止、管理の適正化、流通、活用等の空き家等に関する対策を推進することを目的として、飛島村および公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会が相互に連携、協力するため「飛島村における空き家等対策に関する協定」を締結しました。





## 飛島村安心カメラの設置と運用に関する協定

本村と蟹江警察署は、より効果的かつ適正な運用を図るため、安心カメラの設置及び運用に関する協定を締結しました。

居住地域全域にネットワーク化した防犯カメラ50台を設置し、その画像データ等を適正に管理することで、安心して安全なまちづくりを目指します。

## 同報無線を用いた情報伝達訓練の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）（※）を用いた訓練で、本村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

- (1) 訓練実施日時 2月20日(水) 午前11時ごろ
- (2) 訓練で行う放送試験

情報伝達手段	放送内容
同報無線 (防災ラジオ)	<p>村内56か所に設置してある同報無線から、一斉に、次のように放送されます。各家庭の防災ラジオからも同様に放送されますので、この機会に、防災ラジオの作動確認もお願いいたします。</p> <p><b>【放送内容】</b></p> <p>上りチャイム音</p> <p>+ 「これは、Jアラートのテストです。」×3</p> <p>..... 訓練放送文 .....</p> <p>+ 下りチャイム音</p>

※聞き逃した時などには、音声自動応答サービス(以下に、記事を掲載しております。)をご利用ください。



(※) Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

●問合せ先 総務部総務課



●問合せ先  
総務部総務課

※通話料金が掛かります。

※混み合っている場合には通話中となる場合がありますので、しばらくしてから再度おかけ直しください。

☎ 52-1451

※おかけ間違えのないようお願いいたします。

聞き逃した時や、聞き取りにくかった時などにご利用ください。

同報無線で放送した内容を電話で確認していただくことができません。

## 同報無線の内容を 電話で確認できる 音声自動応答サービス